

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	健康管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

王寺町は、健康管理に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

王寺町長

公表日

令和5年7月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	健康管理に関する事務
②事務の概要	<p>■予防接種法に基づく事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政令で定める者に対し、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定められた予防接種を行う。 ・定期の予防接種を適正に接種したか接種状況を確認し、適正に接種された予防接種については予防接種台帳に記録する。 ・健康被害の救済措置に関する給付の支給の請求の受理、審査を行う。また、給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、審査を行う。 ・予防接種を受けた場合は、実費の徴収を行う。ただし、全額公費助成する場合は徴収は行わない。実費を徴収する場合、経済的理由により、その費用を負担することができない者であるか審査を行う。 <p>■新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等が発生した場合に特定接種の対象の者、住民に対し、予防接種を行う。 ・適正に接種された予防接種については予防接種台帳に記録する。 <p>■母子保健法に基づく事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠、出産又は育児に關し必要な保健指導を行う。また、保健指導を受けることを勧奨する。 ・未熟児又は、育児上必要があると認めるときは、新生児の保護者を訪問し、必要な指導を行う。 ・1歳6か月から2歳、3歳から4歳の幼児に對し健康診査を行う。必要に応じ、妊娠婦、乳児、幼児に対して、健康診査の実施及び受診の勧奨を行う。健康診査の実施、受診勧奨には、郵送による通知、マイナポータルのお知らせ機能による通知を行う。また、健康状態や相談内容から保健指導を行う。 ・妊娠届出の受理及び、母子健康手帳の交付を行う。妊娠届出にあっては、来庁による方法のほか、電子申請システムを利用したオンラインによる届出の受理を行う。 ・妊娠婦の健康診査の受診状況を把握し、健康状態に応じて保健指導の実施、診療を受けることを勧奨する。 ・低体重児の届出の受理を行う。 <p>■健康増進法に基づく事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の健康の増進を図るために、健康手帳の交付、健康教育、健康相談、機能訓練、訪問指導の各事業を実施し、栄養の改善その他の生活習慣の改善に関する住民からの相談に応じ、必要な栄養指導その他の保健指導を行う。 ・歯周疾患検診、骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検診、特定健康診査の対象外の者に対する健康診査、がん検診(胃がん、子宮頸がん、乳がん、肺がん、大腸がん)の各健診に係る対象者の確認、健診実施のための受診票等の準備、健診の受付、実費の徴収等を行う。 <p>■国民健康保険法に基づく事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査等の実施、健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病的予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行う。 <p>※被保険者とは、国民健康保険法第五条及び、第六条で定められた者である。</p> <p>■公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律に基づく事務 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務を行う。</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. サービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名

- (1) 予防接種ファイル
- (2) 母子保健ファイル
- (3) 健康診査ファイル
- (4) 公的給付の支給等の預貯金口座ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一 第10項、第30項、第49項、第76項、第93の2項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第10条、第24条7、第40条、第54条、第67条の2
--------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>:第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 (16の2の項)</p> <p>:第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項 (56の2の項)</p> <p>:第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による健康診査に関する情報」が含まれる項 (69の2の項)</p> <p>:第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 (102の2の項)</p> <p>:第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 (115の2の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>:第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 (16の2の項)</p> <p>:第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。」が含まれる項 (17の項)</p> <p>:第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 (18の項)</p> <p>:第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 (19の項)</p> <p>:第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 (69の2の項)</p> <p>:第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 (102の2の項)</p> <p>:第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 (115の2の項)</p> <p>:第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 (121の項)</p>
5. 評価実施機関における担当部署		

①部署 健康子育て支援部 保健センター

②所属長の役職名 保健センター課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	郵便番号636-8511 王寺町役場総務部総務課総務係 住所:奈良県北葛城郡王寺町王寺2-1-23 電話:0745-73-2001 フax:0745-32-6447 E-mail:soumu-s@town.oji.nara.jp
-----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	郵便番号636-0003 王寺町役場健康子育て支援部保健センター健康推進係 住所:奈良県北葛城郡王寺町久度2-2-1-501 リーベル王寺東館5階 電話:0745-33-5000 フax:0745-33-5001 E-mail:hoken@town.oji.nara.jp
-----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年9月16日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年9月16日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査		
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保健センター課長 西岡 和男	保健センター課長 藤本 清隆	事後	人事異動による変更
平成28年9月20日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	記載なし	■国民健康保険法に基づく事務 ・特定健康診査等の実施、健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行う。 ※被保険者とは、国民健康保険法第五条及び、第六条で定められた者である。	事後	追加訂正
平成28年9月20日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一 第10項、第49項、第76項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第54条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一 第10項、第30項、第49項、第76項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第10条、第24条7、第40条、第54条	事後	追加訂正
平成28年9月20日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項(56の2の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。」が含まれる項(17の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。」が含まれる項(18の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。」が含まれる項(19の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。」が含まれる項(70の項)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの。」が含まれる項(16の2の項) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項(56の2の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの。」が含まれる項(16の2の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。」が含まれる項(17の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。」が含まれる項(18の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。」が含まれる項(70の項)	事後	追加訂正
平成29年5月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保健センター課長 藤本 清隆	保健センター課長 竹川 雅敏	事後	人事異動による変更
平成29年5月22日	連絡先	636-0003 王寺町役場住民福祉部保健センター健康推進係 住所:奈良県北葛城郡王寺町久度2-2-1-501 リーベル王寺東館5階 電話:0745-33-5000 フックス:0745-33-5001 E-mail:hoken@liebell-oji.com	636-0003 王寺町役場住民福祉部保健センター健康推進係 住所:奈良県北葛城郡王寺町久度2-2-1-501 リーベル王寺東館5階 電話:0745-33-5000 フックス:0745-33-5001 E-mail:hoken@town.oji.nara.jp	事後	追加訂正
平成29年5月22日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	■予防接種法に基づく事務 (略) ■母子保健法に基づく事務 ・妊娠、出産又は育児に関し必要な保健指導を行う。また、保健指導を受けることを勧奨する。 ・未熟児又は、育児上必要があると認めるときは、新生児の保護者を訪問し、必要な指導を行う。 ・1歳6か月から2歳、3歳から4歳の幼児に対し健康診査を行う。必要に応じ、妊産婦、乳児、幼児に対して、健康診査の実施及び受診の勧奨を行う。また、健康状態や相談内容から保健指導を行う。 ・妊娠届出の受理及び、母子健康手帳の交付を行う。 ・妊産婦の健康診査の受診状況を把握し、健康状態に応じて保健指導の実施、診療を受けることを勧奨する。 ・低体重児の届出の受理を行う。 ■健康増進法に基づく事務 (略) ■国民健康保険法に基づく事務 (略)	■予防接種法に基づく事務 (略) ■母子保健法に基づく事務 ・妊娠、出産又は育児に関し必要な保健指導を行う。また、保健指導を受けることを勧奨する。 ・未熟児又は、育児上必要があると認めるときは、新生児の保護者を訪問し、必要な指導を行う。 ・1歳6か月から2歳、3歳から4歳の幼児に対し健康診査を行う。必要に応じ、妊産婦、乳児、幼児に対して、健康診査の実施及び受診の勧奨を行う。健康診査の実施、受診勧奨には、郵送による通知、マイナポータルのお知らせ機能による通知を行う。また、健康状態や相談内容から保健指導を行う。 ・妊娠届出の受理及び、母子健康手帳の交付を行う。妊娠届出にあっては、来庁による方法のほか、電子申請システムを利用したオンラインによる届出の受理を行う。 ・妊産婦の健康診査の受診状況を把握し、健康状態に応じて保健指導の実施、診療を受けることを勧奨する。 ・低体重児の届出の受理を行う。 ■健康増進法に基づく事務 (略) ■国民健康保険法に基づく事務	事後	追加訂正
平成29年5月22日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. サービス検索・電子申請機能	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. サービス検索・電子申請機能	事後	追加訂正
平成30年5月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保健センター課長 竹川 雅敏	保健センター課長	事後	様式変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月21日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	郵便番号636-8511 王寺町役場住民福祉部福祉介護課福祉係 住所:奈良県北葛城郡王寺町王寺2-1-23 電話:0745-73-2001 フax:0745-32-6447 E-mail:yawaragi@town.oji.nara.jp	郵便番号636-8511 王寺町役場総務部総務課総務係 住所:奈良県北葛城郡王寺町王寺2-1-23 電話:0745-73-2001 フax:0745-32-6447 E-mail:soumu-s@town.oji.nara.jp	事後	平成30年5月評価書確認
令和1年5月27日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 (16の2の項) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項 (56の2の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 (16の2の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。」が含まれる項 (17の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 (18の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 (19の項)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 (16の2、16の3の項) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項 (56の2の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 (16の2の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。」が含まれる項 (17の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 (18の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 (19の項)	事後	追加訂正
令和1年5月27日	IV リスク対策		追加	事後	様式変更
令和2年2月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) (略) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項 (56の2の項) (別表第二における情報照会の根拠) (略) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 (19の項)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) (略) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項 (56の2の項) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による健康診査に関する情報」が含まれる項 (69の2の項) (別表第二における情報照会の根拠) (略) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 (19の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 (69の2の項)	事前	追加訂正
令和3年2月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	■予防接種法に基づく事務 (略) ■母子保健法に基づく事務 (略) ■健康増進法に基づく事務 (略) ■国民健康保険法に基づく事務 (略)	■予防接種法に基づく事務 (略) ■新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく事務 ・新型インフルエンザ等が発生した場合に特定接種の対象の者、住民に対し、予防接種を行う。 ・適正に接種された予防接種については予防接種台帳に記録する。 ■母子保健法に基づく事務 (略) ■健康増進法に基づく事務 (略) ■国民健康保険法に基づく事務 (略)	事前	追加訂正
令和3年2月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一 第10項、第30項、第49項、第76項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第10条、第24条7、第40条、第54条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一 第10項、第30項、第49項、第76項、第93の2項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第10条、第24条7、第40条、第54条、第67条の2	事前	追加訂正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)(略)</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による健康診査に関する情報」が含まれる項(69の2の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)(略)</p> <p>・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(69の2の項)</p>	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)(略)</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による健康診査に関する情報」が含まれる項(69の2の項)</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)(略)</p> <p>・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(69の2の項)</p> <p>・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項)</p>	事前	追加訂正
令和3年10月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)(略)</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による健康診査に関する情報」が含まれる項(69の2の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)(略)</p> <p>・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(69の2の項)</p> <p>(略)</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)(略)</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による健康診査に関する情報」が含まれる項(69の2の項)</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(102の2の項)</p> <p>(略)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)(略)</p> <p>・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(69の2の項)</p> <p>・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(102の2の項)</p> <p>(略)</p>	事前	追加訂正
令和3年10月6日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	住民福祉部 保健センター	健康子育て支援部 保健センター	事後	機構改革による変更
令和5年7月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>■予防接種法に基づく事務 (略)</p> <p>■新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく事務</p> <p>・新型インフルエンザ等が発生した場合に特定接種の対象の者、住民に対し、予防接種を行う。</p> <p>・適正に接種された予防接種については予防接種台帳に記録する。</p> <p>■母子保健法に基づく事務 (略)</p> <p>■健康増進法に基づく事務 (略)</p> <p>■国民健康保険法に基づく事務 (略)</p>	<p>■予防接種法に基づく事務 (略)</p> <p>■新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく事務</p> <p>・新型インフルエンザ等が発生した場合に特定接種の対象の者、住民に対し、予防接種を行う。</p> <p>・適正に接種された予防接種については予防接種台帳に記録する。</p> <p>■母子保健法に基づく事務 (略)</p> <p>■健康増進法に基づく事務 (略)</p> <p>■国民健康保険法に基づく事務 (略)</p> <p>■公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律に基づく事務 (略)</p>	事前	追加訂正
令和5年7月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイル	(1)予防接種ファイル (2)母子保健ファイル (3)健康診査ファイル	(1)予防接種ファイル (2)母子保健ファイル (3)健康診査ファイル (4)公的給付の支給等の預貯金口座ファイル	事前	追加訂正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)(略)</p> <p>:第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)(略)</p> <p>:第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項)(略)</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)(略)</p> <p>:第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)(略)</p> <p>:第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項)(略)</p> <p>:第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(121の項)(略)</p>	事前	追加訂正